



2023年8月29日

各 位

会社名 日本製麻株式会社
代表者名 取締役社長 山村貴伸
(コード番号 3306 スタンダード市場)
問合せ先 執行役員総務部長 詫間耕一
電話番号 078-332-8251

特別調査委員会設置に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社発行株式の買い付け行為が当社取締役の関与によるインサイダー取引ではないかとの疑惑を調査するため、特別調査委員会の設置を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主の皆様、お取引先をはじめとする関係者の皆様に、多大なる心配とご迷惑をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 特別調査委員会の設置について

当社は、当社取締役（以下「対象取締役」といいます。）が大株主であり、かつ、取締役会長を務める株式会社（以下「対象会社」といいます。）が、当社が発行する株式を、市場にて大量に買い付けた事実が確認できております。なお、当社は、対象取締役が対象会社の創業者であり、2023年3月8日まで対象会社の代表取締役社長を務めていた事実も確認しております。

対象会社による上記買い付け行為は、同氏が、当社の未公表の情報を基に対象会社をして当社株式を買い付けせしめたものではないかとの疑惑（以下「本件疑惑」といいます。）が浮上しております。

本件疑惑が事実であれば、対象取締役ないし対象会社が当社のインサイダー情報を行って行った取引として、金融商品取引法上のインサイダー取引規制に違反し得ることになります。そこで、当社は、事実経緯の正確な把握のため、より客観的かつ公平な視点・立場から十分かつ適切な調査を実施する必要があるとの判断から、当社とは利害関係を有しない外部の弁護士を委員長とし、当社の監査等委員である社外取締役（弁護士及び公認会計士）を委員とする特別調査委員会を設置することを、本日開催の取締役会において決議いたしました。

なお、対象取締役については、特別調査委員会による本件疑惑の調査が完了するまで、当社の取締役としての職務の執行を停止する措置を取らせていただいております。

2. 特別調査委員会の目的

- (1) 本件疑惑に係る事実関係の調査
- (2) 本件疑惑が事実であることが判明した場合、その影響額の算定
- (3) 本件疑惑が事実であることが判明した場合、その原因の究明及び再発防止策の提言
- (4) 上記各号の事項を遂行した結果に基づく調査報告書の作成及びその調査報告書の当社への提出
- (5) その他、特別調査委員会が必要と認めた事項

3. 特別調査委員会の構成

委員長：大下 良仁（弁護士 弁護士法人琴平綜合法律事務所）

委員：渡邊 雅之（当社社外取締役（監査等委員） 弁護士 弁護士法人三宅法律事務所）

委員：佐々木 健郎（当社社外取締役（監査等委員） 公認会計士 株式会社マネージポート会計事務所）

※ 本件疑惑に関する調査を、公正かつ網羅的に行うため、当社と利害関係を有しない外部専門家を委員長に、当社社外取締役（監査等委員）2名を委員として起用しております。

4. 今後の対応について

当社は、特別調査委員会による調査に対して全面的に協力し、早急に調査を進めてまいります。また特別調査委員会による調査の結果、明らかとなった事実関係等につきましても受領次第速やかに開示いたします。

以 上